

技術科教育の物的条件整備に関する研究

—地方分権化時代の予算措置を中心に—

A study on the Requirements for Equipment in Technology Education in the lower secondary school in the age of Decentralization

佐藤 史人
SATO Fumito
(和歌山大学教育学部)

坂口 謙一
SAKAGUCHI Ken-ichi
(東京学芸大学教育学部)

佐々木 享
SASAKI Susumu
(名古屋大学名誉教授)

実習を不可欠とする技術科教育では整備や教材に当てる予算が極めて重要であるが、1980年代以降の地方分権化の進展にともない、理振法をのぞく義務教育学校の教材費に関する国庫助成制度はなくなった。そこで本研究では若干の地方自治体の教材費予算の編成実態を調査し、(1) 地方交付税不交付団体である横浜市、名古屋市は、それぞれの自治体独自の「予算組み立ての基礎単位としての教材基準」というべき基準を設定している、(2) 地方交付税交付団体である新宮市、海南市は、「基準財政需要額」を教育費の財源に当て、予算配分に当たっては文部科学省が設定する「教材機能分類表」を援用している、(3) 東京都は、中学校設置者ではないが、教材費について独自の基準を設定している、等の事実を解明した。この種の調査を多くの他の自治体に拡充すれば地方分権化時代の教科教育にかかわる物的条件整備の制度的枠組みの特質を解明できる可能性が示唆された。

キーワード：技術科教育 物的教育条件整備 教材費 地方分権化時代 基準財政需要額

1. はじめに

1.1. 研究目的と課題の限定

技術教育においては、実験・実習をともなうために、人的物的な教育条件の整備は、格別に重要である。元来、教科教育の物的条件たる施設設備は、その教科の教授目的にそって考察、整備されるべきものである。しかし物的条件整備の実現を保障する財政的枠組みに関する先行研究が甚だ少ないことに鑑みて、本稿は、教科の物的条件整備にかかわる財政措置の枠組みの調査と、その論点整理に課題を限定する。

①本研究の目的は、近年の地方分権の進展下における公立中学校の技術教育の条件整備の制度的基盤である財政措置の実態を解明することである。具体的には、いくつかの地方自治体*における学校予算の編成、その下での教科等の教材費の在り方などを調査する。

*法令上は「地方公共団体」であるが、近年、地方自治体と称せられることが多い。

②本研究では、人的条件の整備の問題をのぞき、教科運営のための物的条件、とくにそのさまざまな「基準」の違いに注目する。それぞれの役割は異なっているからである。

③本研究は、時期としては、教材費に関する国庫助成といういわゆる紐付き予算がなくなった（＝地方分権化の進展）状況の下での物的条件整備に関する枠組みを調査し、その特徴を分析する。とくに、「自治体予算の基礎単位としての教材基準」というべき基準の有無やその特徴を解明することを重視する。

④コンピュータ、情報関連の機器や設備の導入は、産業教育振興法による助成という既存の法令とは別枠で実施された経過があるので、今回の調査研究からは除外する。

⑤本調査は、筆者らの知る限り、技術教育に限らず教科教育にかかわる研究分野では初めての試みで、いわば予備調査の性格をもっている。そのため多くの弱点、不備はまぬかれない。叱正を期待している。

1.2. 先行研究

技術科誕生当時のこの教科をめぐる物的人的条件については、清原道寿による勝れた調査分析がある[注1]。技術科の条件整備に関する先行研究が極めて少ないなかで、原正敏や佐々木享は、技術科の災害と安全問題に関連して手を染めたことを契機として、条件整備問題への関心を深めた[注2]～[注5]。また原、佐々木

らによる『技術科教育法』は技術科の条件整備問題に一章を当てた〔注6〕～〔注8〕。その後も河野義頭らの主導で始められた技術教育研究会のメンバーが技術科の条件整備に関する調査や要求活動を整理していることは注目される〔注9〕～〔注11〕。

こうしたなかで、木下義裕が東京学芸大学大学院に提出した修士学位论文「技術科の教材・教具に関わる教育条件整備の制度と実態」〔注13〕〔注14〕は、自治体の財政措置に立ち入って調査した数少ない先行研究の一つとして注目される。筆者らも有益な示唆を得た。

2. 学校教育の条件整備にかかわる財政措置の枠組み

2.1. 設置、管理の経費の設置者負担主義とその例外

2.1.1. 設置、管理の経費の設置者負担主義

教育条件整備研究においておそらく第一に注目すべき論点は、学校教育法第五条が掲げる設置者負担主義である。そこには、法令に特別の定めある場合を除いて、学校の設置、管理に関する経費は設置者が負担することを原則とする旨が規定されている。この原理にしたがうと、公立学校の設置、管理の費用はその設置者である地方公共団体が負担する。この場合、それぞれの地方公共団体の財政力（歳入）の多寡、不均衡が問題になる。

2.1.2. 設置者負担主義の例外

学校教育法第五条にいう「特別の定め」に当たる法令は、厳密には市町村立の義務教育学校の教職員の給与の都道府県全額負担を定める市町村立学校職員給与負担法のみであると言われる〔注14〕。また、義務教育費国庫負担法は、都道府県が負担する義務教育諸学校の給与の半額の国庫負担を規定している〔注15〕。この制度は、義務教育経費の大部分を占める教員給与費の学校設置者の負担の軽減をめざして成立した歴史的経緯をもつ。

その他に、地方公共団体の教育諸条件の最低限度の均衡を保つために、設置者負担主義の例外というかたちで国庫補助あるいは国庫負担により国が財政支援する特別な法令としては、義務教育諸学校施設費国庫負担法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法、公立養護学校整備特別措置法などが制定されてきた。またこれら一連の国庫負担法の他、学校図書館法、理科教育振興法、産業教育振興法、高等学校の定時制教育及び通信制教育振興法、へき地教育振興法などの各種の教育関連の振興法も、学校教育法第五条にいう特別の法令に含めて理解するのが通例である。

2.1.3. かつては教材費の一部を負担していた義務教育費国庫負担法

実は義務教育費国庫負担法は、教員給与費だけでなく、その旧第三条により教材費についても一部国庫負担してきた。この第三条が削除されたため、1985年度以降は、教材費については理科教育振興法によるものをのぞくと、いわゆるひも付き予算はなくなった。

2.2. 地方財政の枠組み

学校経費の設置者負担主義に由来して、公立学校の教育条件整備問題は「地方財政」の枠組みの中に位置づけられる。

現今の地方公共団体の財政収入は、地方税、地方交付税及び国庫支出金、起債である。このうち教育費に当てられる一般財源は、地方税、地方交付税である。

地方交付税は、地方公共団体の財政を支援しかつその均衡を図るために、戦後の占領期にシャープ税制勧告により開設された地方財政平衡交付金制度を1954年に抜本的に改正して創出した制度である〔注16〕。地方交付税は、国税収入の一部（最近では、所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税の一定割合）を原資として、国庫から地方公共団体に移転する財源を指し、普通の意味での税金ではない。地方公共団体に交付される金額は、地方公共団体ごとに積み上げた「基準財政需要額」の合計からその団体の「基準財政収入額」を差し引いたものである。原資の種類・大きさを含む運用の細目の変遷は著しい。

2.3. 学校教育の物的条件の基準の多様性

2.3.1. 国の財政補助基準——国庫「教材基準」、産業教育振興法による補助基準など

学校教育の物的・人的条件を維持・整備するために、さまざまな種類の基準が設定されている。以下では、等しく「基準」といわれるものの性格の多様性を整理しておく。

産業教育振興法や理科教育振興法などに掲げられている基準、かつての義務教育費国庫負担法第三条に基づいて制定されていた「教材基準」などは、「学校設置基準」とは本質的に異なり、その本質的役割は国庫からの財政補助基準である。しかしこれら財政補助基準は、充足すべき施設設備の目標基準のように機能している面が少なくない。

なお国庫支出金のいわゆる補助金などは、用途が特定されており、他の用途に転用できないので、個々の学校の施設設備の在り方に直接に反映する。

なお産業教育振興法は、その制定経過に由来して〔注17〕〔注18〕、主として高等学校の職業教育の振興のために補助金を支出する法律といえる。産業教育振興法による中学校の産業教育への国庫補助は、高等学校の職業教育への補助と同じ条文は適用されず〔注19〕〔注20〕、その金額も高校職業教育への補助に比べると極めて小さかった。

2.3.2. 「単位費用積算基礎」——地方交付税の「基準財政需要額」の算定基礎

地方交付税の交付額を算定するための「基準財政需要額」の一つに、教育費の「単位費用積算基礎」がある。この「単位費用積算基礎」は、制度上は金額算定の基礎資料に過ぎないから、交付される自治体はその額をそのまま教育費に当てるとは限らない。もちろん、この「基準財政需要額」なる指標は、地方交付税の不交付団体には直接には縁がない。

地方交付税の交付を受けている自治体所管の学校予算は、文部科学省初等中等教育局財務課財政室が作成する「単位費用積算基礎（教育費関係分）」に基づいて作成されている。

この「単位費用積算基礎（教育費関係分）」は、学校種ごとに、教育経費を標準規模（中学校の場合は生徒数600人・学級数15学級）で積算した金額を示し、経常経費・投資的経費に分けられている。経常経費は生徒数・学級数・学校数によって、また投資的経費は学級数を測定単位として当該年度の予算額が積算されている。

教科の設備や教材・教具に関わる経費は経常経費の「需用費等」に含まれ、これは学級数が単位となっている。この需用費等の積算内容の項目に「建物等維持修繕費（余裕教室の活用に伴う修繕費を含む）」「教材用図書及び備品（交通安全教育関係費教材及び特殊学級用備品を含む）」「学校図書館図書」「教育用コンピュータ」が示されている。平成18年度の「単位費用積算基礎（教育費関係分）」によると標準規模中学校の「需用費等」は、11,175,000円となっている。調査した限りでは、文部科学省が示す「単位費用積算基礎（教育費関係分）」には、経常経費の「需用費等」の内訳は示されていない。

2.3.3. 学校設置基準——設置認可の要件としての基準

学校教育法第三条には、学校を設置しようとする者は文部科学大臣が定める「学校設置基準」に従って設置しなければならないと定められている。旧学制の下では、学校の設置改廃の認可は文部省の役人のさじ加減で行われてきたきらいがあったので、戦後の新学制では、認可基準を予め「学校設置基準」として明記したわけである。

学校設置基準は、設置認可の要件としての基準であり、財政補助基準ではなく、財政措置の裏付けもない。

2.3.4. 「教材機能分類表」等

2001年11月5日に初等中等教育局長通知で示された「教材機能分類表」は、財政措置の裏付けをもつ財政補助基準ではない。地方自治体や学校現場への参考資料の意味をもつとみられるが、この表の役割を解明することは、本研究の最も重要な課題の一つである。

2.3.5. 「中学校施設整備指針」など

文部科学省大臣官房文教施設部『中学校施設整備指針』（平成4＝1992年作成、平成15＝2003年8月改正）は、指導指針であり、財政補助とは直接には連動しない。このなかには、技術教室に関する指針も含まれている〔注21〕。

2.3.6. 技術・家庭科の設備等に関する財政補助等の枠組みの変遷の概要

技術・家庭科の設備等に関する財政補助等の枠組みの変遷を解明することはそれ自体が重要な研究課題であるが、以下では、地方分権化の流れの中で一般財源化される以前までさかのぼってその概略を年表風に整理しておく。

- ①職業科、職業・家庭科の時期におけるこの教科の施設設備の基準やそのための財政措置に関する研究については、筆者未見である。
- ②技術・家庭科の成立以後の1960年3月19日初中局長通知「中学校技術・家庭科設備充実参考例」
- ③初中局長通知により1963年7月15日「中学校技術・家庭科設備充実参考例」一部改正
- ④初中局長通知により1963年8月13日「中学校技術・家庭科設備充実参考例外設備一覧」を公示
- ⑤1972年2月5日初中局長通知「中学校技術・家庭科設備参考例」
- ⑥1981（昭和56）年6月21日の通知により、技術・家庭科の設備に対する助成も義務教育費国庫負担法による「教材基準」の中にも含められ、産業教育振興法による助成から外された。
- ⑦1985（昭和60）年度から、一般財源化政策による国庫負担法改正（第三条の削除）により、技術・家庭科のみならず理科を除く全ての教材費に対する直接助成は廃止され、地方交付税による一般財源で措置されることとなった。これにより従来の「国庫教材基準」は、理科教育をのぞき「参考基準」とされるに至った〔注22〕。
- ⑧1991（平成3）年3月27日初中局通知による「標準教材品目」公示〔注23〕。
この「標準教材品目」を改訂する動きに対して1990年には、産業教育研究連盟・技術教育研究会・家庭科教育研究者連盟が連名で要望書を提出したことがある〔注24〕。
- ⑨2001（平成13）年11月5日初等中等教育局長通知による「教材機能分類表」〔注10〕

3. 各自治体の学校財政に関する調査・研究——「自治体予算の基礎単位としての教材基準」を中心に——

3.1. 個別の自治体における学校予算配分の実態把握の課題

公立学校教育に関する財務のシステムは、地方自治体ごとに違っている。そこで本研究では、とくに「自治体予算の基礎単位としての教材基準」の特質を解明することを視野に入れながら、学校予算の編成原理とその実態を都道府県、政令都市、市、町村について調査・分析する。

3.1.1. 調査対象の時期

前述のように、1985年度から、一般財源化政策による国庫負担法改正（第三条の削除）により理科を除く全ての教材費に対する直接助成は廃止された。この措置にともない財政補助基準である従来の「国庫教材基準」は、理科教育振興法による基準をのぞき、「参考基準」にかわった。こうして、教材・教具に関する地方自治体の予算はすべて一般財源のなかでまかなわれるようになった。その後、この「参考基準」は1991年3月27日初中局通知による「標準教材品目」となり、さらに2001年11月5日初等中等教育局長通知により「教材機能分類表」となった。

本研究が対象とする調査時期は、このような地方分権化が進展した1985年以降である。

3.1.2. 調査内容

本調査の対象は、個別地方自治体の学校予算の編成の原理とその実態である。地方自治体あるいはその教育委員会が学校予算編成に際して採用している物的条件整備の原理は「規程」（あるいは条例）などの形式で制度化されているか否か、制度化されているなら、その内容が調査・分析の対象になる。そこでの「教材機能分類表」（またはそれ以前の「標準教材品目」）の位置づけ（予算編成への影響の有無やその程度）も問題となる。

本研究にとって最も重要な課題の一つは、まず、地方自治体に対して一定の拘束性をもっていた国の財政補助基準がなくなってからの、「教材機能分類表」（またはそれ以前の「標準教材品目」）またはそれに相当する「自治体予算組み立ての基礎単位としての教材基準」と称すべき基準の有無である。存在する場合には、その具体的内容の特徴とともに、それが学校現場で果たしている役割（あるいは学校現場への拘束性）が調査課題となる。なお理科教育振興法による国庫補助の制度は残されているので、その位置づけも問題となろう。

3.2. 東京都の「義務教育学校運営費標準」について

河野義顕は、義務教育費国庫負担法による助成がなくなった後の教科についての消耗品費と備品費の標準を定めたB版82頁にのぼる東京都の「義務教育学校運営費標準」（平成4＝1992年7月全面改定版）を紹介し、

またその詳細な分析を試みている。河野によれば、ここには各教科等の消耗品費・備品費の、いわゆる「目安額」であり、常識的にも“およそこれだけの金額がそれぞれの教科等に配当されてもよいという金額”が示されている〔注10〕。これにより、東京都は「自治体予算組み立ての基礎単位としての教材基準」と称すべき基準を独自に設定していることが分かる。

この冊子には各教科等について消耗品費・備品費それぞれの内容が細かく掲げられている。それらの数値を河野が各教科ごとに合計して算出した結果が表1である。

表1 東京都の標準学校規模（15学級生徒数600人）における各教科標準費とその各教科標準費に対する割合（消耗品額、備品額の単位は円）〔数値は原表のまま〕

教科	消耗品額	割合(%)	備品額	割合(%)
国語	90,701	3.3	47,291	1.1
社会	19,703	0.7	207,899	4.7
数学	36,777	1.3	37,648	0.9
理科	753,106	28.2	1,036,277	23.7
音楽	137,387	5.1	395,327	9.0
美術	563,837	21.1	398,752	9.1
保体	175,026	6.5	382,134	8.7
技術	785,209	29.4	1,734,774	39.6
家庭	101,990	3.8	104,649	2.4
英語	10,728	0.4	35,700	0.8
教科計	2,674,464	100.0	4,380,451	100.0

出所) 東京都教育委員会「義務教育学校運営標準（全面改定版）」（平成4年7月）より作成

この文書と「標準教材品目」あるいは「教材機能分類表」との関係は不明である。

東京都内の中学校はすべて各市区町村立学校であり、障害児学校をのぞくと、都立の中学校は存在しない。この文書が各市区町村、学校現場に与えている影響は調査されていない。なお特別区は、地方交付税法では市町村として扱われる（同法第21条）。

3.3. 名古屋市の『名古屋市中学校標準運営費』について

3.3.1. 名古屋市教育委員会『名古屋市中学校標準運営費』の制定経過

名古屋市教育委員会の『名古屋市中学校標準運営費』は、平成7（1995）年3月発行の『名古屋市中学校標準運営費（説明編）』の「はじめに」によると、まず「名古屋市小学校標準運営費」が1972（昭和47）年度に、『名古屋市中学校標準運営費』が1973（昭和48）年度に設定され、その後学習指導要領の改訂に応じて、1981年度・1982年度に改訂された。『名古屋市中学校標準運営費』のその次の改訂は1995年3月であった。現行の『名古屋市中学校標準運営費』は2003年3月に改訂され

たもの。

名古屋市教育委員会は教材費の国庫補助が行われていた時期から同市独自の『中学校標準運営費』を設定していたことになる。

3.3.2. 名古屋市教育委員会『名古屋市中学校標準運営費』の内容等

市立学校の教育経費の基準は、『名古屋市中学校標準運営費』（平成15年3月）に規定されている。その解説書等は、改訂年度には各教科主任に行きわたるよう各校にそれぞれ10冊くらい配布されていたが、最近は何冊子ではなく、CD版で配布されている。

『名古屋市中学校標準運営費』は膨大な内容なので簡潔に紹介することは難しいが、中学校学習指導要領による教育計画を遂行するために、それぞれの学校が備えるべき施設（の数や規模）、教授関係の設備の細かな内容を数え上げている。

な内容を数え上げている。

各教科等の「標準算定基礎」は、「週及び年間授業時間」「分野別授業時間配当表」、特別教室の種類と数を基礎として、細かな品目まで詳細に掲げている。その「単位数量」は、学校、学級（6学級、15学級、27学級）、教職員、生徒用の区分ごとに示されている。品物によっては学年の学級数に応じて異なる数量が掲げられている。この「標準算定基礎」が筆者らのいう「自治体予算の基礎単位としての教材基準」である。その制定過程からみると、1885年制定の「参考基準」、1991年の「標準教材品目」または2001年制定の「教材機能分類表」のような国が示してきた一連の参考基準とは直接には無関係の如くである。

これらを集計した表の一つである「15学級規模校の教科・事項・費目集計表」から教科関連項目を抜き出すと、以下の如くなる。

表2 『名古屋市中学校標準運営費』の一例（単位は円）

事項名	消耗品費	燃料費	庁用備品費	事業用備品費	合計
国語	315,966				347,546
社会	1,464,347		4,498	220,952	1,694,797
数学	369,442		2,656	16,920	389,018
理科	6,301,091		55,667	1,606,151	8,071,723
音楽	271,318		123,425	1,038,006	1,497,788
美術	2,100,965		38,648	348,678	2,490,359
技術・家庭計	2,095,153	2,700	85,711	1,058,933	3,242,497
技術	1,258,208	2,700	53,235	825,174	2,139,317
家庭	836,945		32,476	233,759	1,103,180
保健体育計	2,285,156		24,486	1,165,509	3,568,325
外国語	353,086		5,180	68,154	441,529
教授関係計	21,053,163	19,200	1,169,788	6,703,873	32,121,083

（注）①右端の合計欄は、この表では省略した「賞賜費」「印刷製本費」「通信料」「手数料」「借上料」「工事請負費」「原材料費」「図書費」を含む全ての費目を合わせた数値である。

②最下段の「教授関係計」が出てくる縦の欄では、原表では「外国語」の下に「道徳」「進路指導」「生活指導」「特別活動」「創意活動」「学校図書館」「視聴覚教育計」「統計教育」「現職教育」「安全教育」が入っているが、ここではこれらを全て省略した。したがって各教科の数値を合わせても教授関係計とは合わない。

『標準運営費』算定の基礎とされた教育計画としては、各教科ごとの名古屋市教育委員会『中学校教育課程』などが参考にされているらしい。換言すれば、文部（科学）省の「教材機能分類表」（またはそれ以前の「標準教材品目」）が少なくとも直接には、この『標準運営費』の各教科の「標準算定基礎」に影響を与えてはいないように思われる。

なお、「学校規模別特別教室等の数」は、技術・家庭についてみれば、各規模共通で技術室（金工）1、技術室（木工）1となっている。しかしこの表には、「原則として、文部省基準及び名古屋市立中学校の実態による。」という注記のあることが注目される。

3.3.3. 名古屋市立S中学校の場合の配分等

個々の学校への予算配当区分は、ア.学校単位（学校割）、イ.学級単位（学級割）、ウ.児童・生徒単位（児童・生徒割）、エ.教職員単位（教職員割）、オ.学年又は学校全体の学級数により変化する場合（学級数によって不規則に変化するもの）、カ.施設設備の実態によるもの、キ.その他（一部の学校のみに該当する経費）とされている（名古屋市教育委員会『小・中学校運営予算のハンドブック 昭和63年度』による）。

名古屋市立S中学校に2006（平成18）年4月1日に通知された2006（平成18）年度の前期分の予算は、表5の金額であった。同中学校の2006年度の規模は、各学年4学

級、及び養護学級1学級、全校計13学級、生徒数483名である。

この通知によれば、「需用費その他」としては4,681,000円が計上されている。その備考欄に「教材費・理振(833,000)」と記載されていることが注目される。結局この年度の「需用費その他」は後期分を合

わせると6,673,000円が令達された。また「備品購入費その他」の備考欄に「理振(322,000)」「教材費(1,266,000)」と記載されているのは、理科教育振興法に定める基準にそった予算である。「需用費」の「教材費」は消耗品、「備品購入費その他」の「教材費」は備品購入費である。

表3 名古屋市立S中学校へ2006(平成18)年度当初に配分された予算

「名称」	配分額	備 考
報償費その他	107,000	
交際費その他	6,000	
需用費その他	4,681,000	「教材費・理振(833,000)」 「2期配分予定1,992,000円」
需用費食糧費	18,000	
役務費その他	138,000	
委託料その他	3,000	
使用料及び賃借その他	67,000	
工事請負費その他	1,423,000	
原材料費その他	68,000	
備品購入費その他	4,426,000	「理振(322,000)」 「教材費(1,266,000)」

この通知を受けて4月中に校内の予算委員会で各教科等への配分を審議する。技術・家庭科の場合には技術、家庭それぞれ一人ずつ予算委員会に参加している。5月には予算配分の原案が決まり、職員会議にかけられ、通常、予算委員会の案がそのまま承認される。前述の「配分通知書」にはその内訳を詳細に記した3枚のプリントが付けられている。その1枚は「18年度教科事項別費目別経費集計表」で、配分の基礎となった各項目の(教科別などの)積算の内訳が示されている。しかしこの内訳は配分額の計算上の基礎に過ぎない。こうしてみると、名古屋市では詳細な「自治体予算組み立ての基礎単位としての教材基準」が制定されてはいるが、それは市の予算編成の基礎であり、その数値が学校現場での予算配分を拘束するわけではないことが分かる。

3.4. 横浜市立学校予算の「配当基準」について

政令指定都市である横浜市は、1988年5月に「横浜市立学校財務取扱要領」を定めた。その第3条第1項に「教育長は、配当基準に基づき、校長に対し、学校配当通知により学校運営に要する経費を配当する。」とある。ここにいう「配当基準」が、東京都の「運営費標準」、名古屋市の『標準運営費』に相当する規程と思われる。

横浜市の「配当基準」の内容の概略は、横浜市教育委員会事務局『学校配当予算執行要領』によると、①学校割、②学級割、③生徒割、④施設・設備の実態によるもの、⑤その他、に大別されている。「⑤その他」とは、「国庫補助事業等で配当基準が示されているもの、または一部の学校にのみ配当する経費」とされている。前項でみた名古屋市のほうがややきめ細かな印象を受

ける。

『学校配当予算執行要領』には、それぞれの項目について備品と消耗品が例示されている。横浜市も名古屋市と同様に独自の「自治体予算組み立ての基礎単位としての教材基準」を制定してはいる。それが教育現場を拘束するわけではない点も名古屋市と同様である。

なお備品は、「教材特別整備費」と称され、購入単価が15,000円以上のものとされる。

この「配当基準」は、木下がいうように「横浜市立学校財務取扱要領」(1988年5月制定)により制定されたのではなく、それ以前から「要領」とは別に制定された可能性がある。

3.5. 地方交付税を交付されている地方自治体の予算の例

3.5.1. 新宮市(和歌山県)立中学校の予算について

(1) 新宮市立中学校の予算編成

和歌山県内の新宮、海南の2市では、地方交付税の積算基礎である「単位費用積算基礎(教育費関係分)」に従って各学校の予算を算定している。たとえば5学級の中学校であれば、需用費は、前述の平成18年度の標準規模中学校の「需用費等」11,175,000円の1/3の額である3,358,000円となる。海南市教育委員会総務課によれば、こうした配分方式は同県内の(地方交付税の交付を受けている——筆者注)各市町村に共通するという。

新宮市の予算に注目してみる。同市内5中学校への平成18年度の予算配分は、表6のとおりである。生徒数でみた各学校の規模は、緑丘344名、城南268名、光洋258名、高田16名、熊野川47名である。学年別生徒数が示されているのに学級数は示されていない。

表4 新宮市（和歌山県）立中学校の平成18（2006）年度配分予算

10(款)3(項)中学校費(単位:千円) 平成18年05月10日作成

目	節	説明	配分予算	緑丘	城南	光洋	高田	熊野川	備考
1. 学校管理費	11.需用費	消耗品費	6,970	2,000	1,900	1,800	470	800	
		医薬材料費	304	110	85	83	11	15	
		燃料費	534	130	130	130	72	72	
		印刷製本費	1,269	500	110	290	180	189	
		光熱水費	1,956	900	400	500	60	96	
		修繕料	4,516	1,240	1,227	1,041	252	756	
	12.役務費	通信運搬費	1,260	300	300	300	160	200	
		手数料	655	230	190	170	20	45	
	13.委託料	委託料	794	200	200	200	0	194	
	14.使用料及び賃借料	借上料	425	85	85	85	85	85	
18.備品購入費	学校用教材備品	1,947	650	500	500	147	150	教材備品・施設用備品	
2. 教育振興費	11.需用費	図書費	1,700	400	400	400	200	300	
		消耗品費	1,485	440	409	400	95	141	
	18.備品購入費	学校用教材備品	3,528	1,176	924	840	252	336	教材関係の備品 流用できません
3. 学校給食費	11.需用費	消耗品費	220				220		
		修繕費	100				100		
		燃料費							
配分合計			27,663	8,361	6,860	6,739	2,004	3,699	

[引用者注] ①原表に記載されていた「17年度配分」「17年度実績」の金額は省略した。

②原表の「説明」の欄には、前年度との比率が示されていたが省略した。

新宮市の場合、前述の文科省の「単位費用積算基礎」に基づいて配分を行っており、市独自の配当基準はない。各学校の学級数は示されていないが、需用費に関わる部分は、学級数によって算出されている（市教委に確認済み）。

教科に関わる備品費・消耗品費は、「2. 教育振興費」中の「18. 備品購入費」の「学校用教材備品」で賄われる。校長申請による予算は実現すれば、「1. 学校管理費」の項目となると考えられる。

購入物品の制限（数量・種類）は、予算内であれば、原則としてないとのことであった。

教科関係の備品費、消耗品費は、表4の「2. 教育振興費」の中のそれであろう。表4の「学校管理費」中の「備品購入費」は教科に限らない費目らしい。

(2) 新宮市における校長申請による予算配分

新宮市には、上記の配分とは別に各学校長からの申請による予算が認められている。当該年度の予算配分には原則適用されないが、次年度の予算案作成時に教育委員会が検討する。施設・設備の改修など特別な場合を想定した仕組みであるが、各教科の備品の中で高額なものを購入する場合にはこの仕組みを利用することがあるという。新宮市の場合、工作機械の新規購入・更新については、ここ数年は例がないけれども、これを行うとすれば、財源はここで賄うしかないとのことである。

この予算配分は、木下のいうa方式、すなわち教育委員会が各学校の要求をもとに教育費を配当する方式といえる*。同市の場合、この配分方式で申請する際の格別の条件はなく、いわば高額であるという理由だけである。この方式をうまく利用することで、河野義顕が指摘するように[注11]、技術科教師が授業に必要とす条件整備を実現できるかもしれない。和歌山県のこの配分方法は、「義務教育諸学校における教材品目在り方等に関する調査研究協力者会議」に提案された「校長裁量で執行可能な予算措置」へと発展させ得る可能性をふくんでいるといえよう。

*b方式とは、一定の客観的基準に基づいて教育費を配分する方式を指す。

(3) 新宮市の一事例——新宮市立緑丘中学校技術科の最近の備品購入の実態

平成15年度	執行なし	
平成16年度	万能糸のこ盤1台	63,000円
平成17年度	卓上糸のこ盤1台	49,350円
	アクリル曲げ機1台	21,840円

当該校の事務職員からの聞き取りによれば、ここ10年間くらい工作機械の更新・新規購入はないとのこと。以前は学校管理費の消耗品費で大工道具などを購入していたが、最近は木材加工の授業をあまりやらなくなったようで、購入していない。

コンピュータのソフトウェアなどの購入には、学校

管理費の消耗品費を当てている。コンピュータは技術科固有の備品という位置づけではないとのこと。

3.5.2. 海南省（和歌山県）立中学校の予算について

(1) 海南省の教育予算編成

海南省の予算も新宮市と同様に、文科省の「単位費用積算基礎」を基礎として編成される。款・項・目・節の区分の目までの名称は新宮市と同じであるが、節には2市に相違がみられる。教科の設備・教材・教具には、「教育振興費」の「備品購入費」が当てられる。

平成18年度の同市8中学校への総額は、21,517,000円であった。「説明」の欄をみれば、「備品購入費」は「図書購入費」「教材購入費」「部活動用具費」「理科教育振興教具購入費」に分けられるので、教科に関する教材等の購入は、「教材購入費」の15,841,000円となる。新宮市と区分が異なるので、安易な比較はできないが、一桁多い予算となっている点は着目できる。

海南省の各学校への配当額は未調査である。

海南省も、通常の予算では賄えない1万円以上の物品購入については、校長の申請により、市教委ないしは市財政課でその都度検討して別に交付することもあるという。

海南省の備品と消耗品の区分けの基準は、原則金額（5,000円を境に）であるが、物品によって長期の使用に耐えるものは、低額であっても備品として扱うこともある。

(2) 海南省における教材機能別品目表の扱い

海南省の各学校は、年度末に「教材機能別品目表」を市教委に届ける。この表には、各学校が当該年度に購入した教材等が記入されており、年度末に教委が予算執行状況を集約するために、回収している。ちなみに新宮市にはこのような表はなかった。海南省ではこの表により実際に教科で使用される教材等がどんなものかを確認できるので、配当後の予算執行状況は各学校に問い合わせるしかない新宮市とは仕組みが異なっている。

表はその各称からも推測されるように、2001年に制定された「教材機能分類表」に基づいて作成されている。これに示される教材は、各教科別に「発表・表示用教材」「道具・実習用具教材」に区分されている。教材機能分類表の弱点のひとつと考えられる教科共通で使用されることが想定（強要）される「発表・表示用教材」についても、教科毎にそろえることもできる。

海南省の教材機能別品目表の制定に関しては未調査であるが、制定者・更新時期・品目選定の理由などについて、今後調査する必要がある。

4. まとめと残された課題

4.1. 若干のまとめ

今回の調査で得られた知見は、極めて僅かではある。しかし前例のない調査なので、得られた知見には有益なものも多い。他方、今後の調査研究に活かすべき反省点も少なくない。以下には、それらの若干の問題を整理しておく。

4.1.1. 当該自治体は地方交付税の交付団体か否か

政令指定都市では、「配当基準」（横浜市）、「名古屋市中学校運営標準費」（名古屋市）などのそれぞれの市独自の名称で財政上の配当基準を設定していることが判明した。筆者らは、このようなシステムは主要には木下が指摘するような都市の規模の大きさ（傘下中学校の数の多さ）に由来する特質ではなく、当該の自治体が地方交付税を交付されているか否かによる違いによると思われる。重要な論点の一つなので、確認を急ぎたい。

和歌山県の新宮市、海南省などの中小都市では、地方交付税の算定基礎単位である「単位費用積算基礎」が大きな役割を演じていることも判明した。多数の市町村はこのタイプに属すると思われるので、確認したい。

4.1.2. 自治体の学校予算編成の基準となる学校規模等の単位

予算を組み立てる学校規模の標準としては、横浜市の場合については、「①学校割、②学級割、③生徒割、④施設・設備の実態によるもの」——という「配当基準」のあることが示されている。その原理は名古屋市もほぼ同じである。新宮市（和歌山県）、海南省（同）などの中小都市では、地方交付税の算定基礎単位である「単位費用積算基礎」が大きな役割を演じていることも判明したが、この「単位費用積算基礎」においても、「①学校割、②学級割、③生徒割、④施設・設備の実態によるもの」を基礎として学校予算を編成する標準規模が設定されている。

4.1.3. 「予算の基礎単位としての教材・教具の細目に関する基準」の有無

①地方交付税の不交付団体である名古屋市は、中学校に備えることが求められる教材・教具の細目やその数などを「名古屋市中学校運営標準費」として、つまり自治体独自に「予算の基礎単位としての教材・教具の細目に関する基準」として細かく規定していることが明らかにされた。横浜市の場合には、「配当基準」の細目が調査されていないのでやや疑問が残るが、おそらく名古屋市と同様に教科ごとの細目まで規定していると推測される。

①他方、地方交付税の交付を受けている団体である新宮市（和歌山県）、海南省（同）などが援用している

地方交付税の算定基礎単位である「単位費用積算基礎」においては、学校単位の予算の積算基礎が規定されている。しかし、調査者が知り得た範囲では、この「単位費用積算基礎」にはその内訳ないし算出の基礎としての教科単位の教材・教具等の費用は明らかにされていない。

なお、東京都は中学校の設置者ではないにもかかわらず、「義務教育学校運営標準」を制定していた。他の道府県におけるこの種の規程の有無は改めて調査しなくてはならない。

4.1.4. 「教材機能分類表」等の位置づけ

和歌山県の海南市では「教材機能分類表」を備品の管理に活用していたことが注目される。同じ県の新宮市では活用していない如くであった。名古屋市、横浜市などにおいても何らかのかたちで活用しているようには思われなかった。

筆者らが調査した自治体が少なかったためか、全般的に、「教材機能分類表」の役割ははっきりしないといえる。今後なお、詳しく調査する必要がある。

4.2. 残された課題と反省

(1) 調査に際しての準備に向けて

今回の筆者らの調査経験によれば、上述の法令の変遷や現行予算制度の若干の事例などが調査者の念頭にないと、被調査者は、何を求められているのか理解できない。当然ではあるが、聞き取り調査の成否は事前の準備如何に左右されることを確認しておきたい。

たとえば当該自治体が地方交付税の交付団体か否かなどは、事務局等の当事者にとってはいわば所与の前提である。筆者らがこの点の調査の必要性を自覚していなかったことは、反省点の最たるものであった。

(2) 技術科における教材・教具の購入・配置の実態調査は学校単位で

学校予算は学校単位で配分されている。教育委員会が各学校に予算を配当するに際して何らか基準を活用したとしても、校内における各教科等への予算配分は、校内の予算委員会（形式的には学校長か）が定めている。こうした結果として、技術科に配当される予算額は学校ごとに異なるので、その教材・教具の購入・配置の実績は学校単位で調査しなくては実態を把握できない。この種の調査は、今後の課題として残されている。

個々の中学校の教育条件整備に関する歴史的研究は、中学校には刊行された沿革史が極端に少なく、教職員の同一校への勤続年数も短いので困難かも知れないが、試みたい課題の一つである。

(3) 技術科専用教室の基準と実態

技術科の物的条件として大きな位置を占める技術科専用教室に関する詳しい調査はしなかった。筆者の一人（坂口）が若干の事例を調査したところでは、技術

科教室の在り方——その数や面積についての最近の技術科教師の意見は、その実態*との関連でかなり多様化しているように思われた。それら意見聴取をふくめて、技術科専用教室の数と面積についての調査の枠組みは至急に検討する必要がある。

*数は一つだが細長く通例の2教室ほどの面積となっている、などの例もある。

(4) 私費負担に関する調査研究

新学制発足期には中学校の物的条件整備にPTAなどからの援助（寄付）に頼った部分が少なくなかった。しかし最近では公費負担と私費負担は明確に区分すべきだとされている。

たとえば『名古屋市中学校標準運営費（説明編）』には、公費負担から除外するものの一種として、「その利益が生徒に直接的に還元されるもの」として「修学旅行費、実習材料費、給食費、卒業アルバム等」を掲げている。技術科教育ではここにあげられた実習材料費のほか、生徒（の家庭）に購入させる工具類などは、金額も大きいので、理論的、实际的に立ち入って検討すべき論点が多い。

謝辞

本稿の基礎となった調査では、山田貢氏には格段の便宜をはかっていただいた。また学校予算に関する実態調査については、関係の市教育委員会事務局のかたがたのお世話になった。記して謝意を表する。

附記

(1) 本稿は、2007年3月31日に開催された技術教育研究会主催の「第6回技術教育の教育条件整備プロジェクト会議」における報告——「技術教育の条件整備問題に関する和歌山県の事例」（佐藤史人）、「技術・職業教育の条件整備に関する論点と課題の整理」（坂口謙一）及び「現代日本の技術・職業教育の条件整備に関する研究の諸課題」（佐々木享）とこれらをめぐる討論の内容を大幅に整理し、その要点をまとめたものである。

(2) 本稿は、佐藤史人を研究代表者とする科学研究費補助金による「地方分権制度の新展開と高校職業教育の条件整備行政の転換に関する調査研究」の研究成果の一部である。

文献注

[注1] 清原道寿「技術教育の条件」『岩波講座 現代教育学11 技術と教育』（1961年、岩波書店）は、1958年の技術・家庭科成立期の技術教育の諸条件を論じたおそらく古典的著作といえよう。

[注2] 原正敏編『技術科の災害と安全管理』（1964年、明治図書）。

[注3] 原正敏・佐々木享『技術教育と災害問題』（1966年、国土社）

[注4] 佐々木享「技術教育と児童生徒の災害」『学校事故の法制

と責任』総合労働研究所、1977年。

[注5] 佐々木享「学校事故と子どもの人権」『ジュリスト増刊総合特集』第43号、1986年。

[注6] 佐々木享「技術科教育の条件」(原正敏・佐々木享編『技術科教育法』1972年、学文社)。

[注7] 原正敏「技術科の条件整備」(佐々木享・近藤義美・田中喜美編『新版 技術科教育法』1990年、学文社)。

[注8] 原正敏「技術科の条件整備」(同上編『改訂版技術科教育法』1994年、学文社)。

[注9] 河野義顕「新たな“教材整備参考基準”の分析と課題」『技術教育研究』第60号(2002年7月)。

[注10] 『技術と教育』No.397号(2007年1月)。

[注11] 河野義顕・大谷良光・田中喜美編『技術科の授業を創る—学力への挑戦』(1999年、学文社)の第2章。

[注12] 東京学芸大学大学院に提出した木下義裕の修士学位論文「技術科の教材・教具に関わる教育条件整備の制度と実態」(2002年2月)。

[注13] 木下義裕・坂口謙一・田中喜美「横浜市立中学校技術科の教材費に関する制度と実態」『東京学芸大学紀要第六部門 技術・家庭・環境教育』第54集(平成14年11月)。

[注14] 鈴木勲編著『逐条 学校教育法』(1980年、学陽書房)62頁。

[注15] 井深雄二『近代日本教育費政策史—義務教育費国庫負担政策の展開』(2004年、勁草書房)。

[注16] 藤田武夫『現代日本地方財政史』上・中・下巻(1976、

1978、1984年、日本評論社)など。

[注17] 佐藤史人「高等学校長協会の活動を通してみた職業教育法立法化運動の経緯—産業教育振興法の成立過程に関する実証的研究」佐々木享編『技術教育・職業教育の諸相』(1996年、大空社)。

[注18] 佐藤史人「産業教育振興法の成立過程に関する実証的研究—戦後高校職業教育行財政研究の側面から」『産業教育学研究』第29巻第1号、1999年1月。

[注19] 坂口謙一「現代日本の普通教育課程における『産業教育』財政制度の成立と展開—『鹿俣信次郎文書A』目録稿」『高知大学教育学部研究報告』第1部第57号、1999年。

[注20] 坂口謙一「中学校『産業教育』財政制度の展開・変容を中心にみる技術科の成立」『悠峰職業科学研究所紀要』第9巻、2001年。

[注21] 技術科教室については、坂口謙一『技術・職業教育の条件整備に関する論点と課題の整理—関連制度の大規模改訂と物的条件面を中心として』(2007年2月11日、日教組教育研究全国集会技術・職業教育分科会において配布したプリント)にコメントがある。

[注22] 1985(昭和60)年5月31日付文部省教育助成局長通知「公立義務教育諸学校の教材費の地方一般財源化について」は、『技術教育研究』第33号(1989年3月)64頁に紹介されている。

[注23] 河野義顕「文部省 新『教材品目』と技術科の条件整備」『技術教育研究』第39号(1992年1月)。

[注24] この動きと要望書は注23)の31~37頁に紹介されている。